

全員協議会次第

令和5年6月30日
全員協議会室 9:30～

1. 開 会 (9:30)
郡司事務局長

2. 挨拶
内藤議長

3. 協議事項
(1) 三芳町議会基本条例について
(2) 三芳町議会議員政治倫理条例について

4. 報告事項
(1) 議会広報広聴常任委員会
(2) 議会運営委員会

5. その他

6. 閉 会 (11:51)
細谷副議長

令和5年6月30日（金）

全員協議会に出席を求めた者の職氏名

出席議員

議 員 久 保 健 二
議 員 光 下 重 之
議 員 桃 園 典 子
議 員 牛 丸 藍 子
議 員 増 田 磨 美
議 員 長 野 真寿美
議 員 細 田 三 恵
議 長 内 藤 美佐子

議 員 吉 村 美津子
議 員 小 松 伸 介
議 員 池 上 義 典
議 員 菊 地 浩 二
議 員 本 名 洋
議 員 林 善 美
副 議 長 細 谷 光 弘

欠席議員

な し

全員協議会に出席した事務局職員

事務局長 郡 司 道 行
事務局書記 山 田 亜矢子

事務局長 小 林 忠 之

◎開会の宣告

○事務局長（郡司道行君） それでは、定刻となりましたので、ただいまより全員協議会を開会いたします。
(午前 9時30分)

◎開会の挨拶

○事務局長（郡司道行君） 開会に当たりまして、内藤議長よりご挨拶をお願いいたします。

○議長（内藤美佐子君） それでは、皆さん、おはようございます。今日は全員協議会ということで、定例の協議会ではないのですけれども、議会運営委員会委員長から今日、ぜひ開いていただきたいという、そのような申入れがございましたので、全員協議会、開催をさせていただきます。

今日は、大変重要な三芳町の議会の憲法ではございませんが、基本となる条例、それから倫理条例、これ両方とも三芳町議会議員がつくったものなのですから、しっかりと基本になるものですので、皆さんで学んでいきたいと思っておりますので、何とぞよろしくをお願いいたします。

とても蒸し暑いし、昨日おとといあたりから本当に高温で、熱中症なども何か増えているようですので、皆さんもぜひ気をつけていただき、私自身もすごく、すみません。議長会の視察で静岡県に行かせていただいたのですけれども、すごく暑くて暑くて、やっぱり年には勝てないなというような思いもしました。暑いとやっぱりダウンしそうになります。ぜひとも水分補給などもされて、しっかりと議員としての務めを皆さんも全うしていかなければならないと思いますので、何とぞよろしくをお願いいたします。

以上です。

○事務局長（郡司道行君） ありがとうございます。

◎三芳町議会基本条例について

○事務局長（郡司道行君） それでは、協議事項に移りたいと思います。

進行につきましては、議長、よろしくをお願いいたします。

○議長（内藤美佐子君） それでは、本日、全員の参加ということで始めさせていただきます。

今回の全員協議会、議会運営委員長よりの申入れによって開かせていただいておりますので、この先、進行は議会運営委員会委員長にお任せしたいと思っておりますので、よろしくをお願いいたします。

○議会運営委員長（久保健二君） ありがとうございます。

それでは、皆さん、改めましておはようございます。本日ですけれども、議会終了後、また、そして一般質問の提出物等あった中、お忙しい中お集まりをいただきまして、またご参加いただきましてありがとうございます。

本日行います基本条例と政治倫理条例の研修会ということで集まっていたわけですが、本日、今議長からお話がありましたとおり、議会運営委員会が担当することになっておりますので、早速ではございますが、始めさせていただきますというふうに思います。

まず、今回の研修会でありますけれども、議会基本条例第22条第2項に基づきまして、改選後にこの条例を理解いただき、理念を共有していただくというためのものがございます。この勉強会、研修会は4年ごと

に行っているということをまずご理解をいただければというふうに思います。

また、前回同様、この条例策定に携わっていない議員に説明をしていただくということで、今回は4月に行われました選挙で3回目の当選を果たされ、3期目の本名議員と細田議員に説明員として講師を務めていただきます。

本名議員におかれましては議会基本条例について、細田議員には政治倫理条例についてご説明をいただきます。また、4年後には、本日ご出席、ご参加いただいておりますほかの議員の方々も説明ができるよう、また新しい議員に説明ができるように、今回の研修会で議会基本条例、政治倫理条例を学んでいただきたいと思います。

それでは、まず本日の研修会の流れについて、簡単にではありますが、ご説明させていただきます。まず、議会基本条例の説明を本名議員から、議会基本条例の説明が終わった後、質疑をお受けしたいと思います。

次に、細田議員のほうから政治倫理条例の説明をいただきまして、その後、質疑応答をお受けいたします。また、全体的なことにつきましても質疑があればお受けしたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

また、この条例作成に携わった議員も今期復帰されました光下議員と、あと池上議員のほうが事務局にいたということで、5名の議員がおられますので、皆様の期待に沿えるような回答をいただけるというふうに思っておりますので、質疑のほうも皆さん、どんどんと次につながるような質問をしていただければというふうに思います。

次に、議会改革の取組の経緯と状況について、こちら簡単ではございますが、説明をさせていただきます。また、私自身も立上げ時おりませんでしたので、会議録等から時系列でありますけれども、説明をさせていただきます。

まず、三芳町の議会改革がスタートをしたのが、平成19年7月20日ということであります。当時の町長から新しい議会システムへの要望書というのが提出されまして、内容といたしまして新しい議会システムへの要望書ということで、さらなる議会活性化策の一環として議会討論及び審議論点の明確化のためとして町長のほうから議員への反問権付与ということで提出をされております。この反問権を付与してほしいという要望に対し、まずその反問権とは何だということから始まったようであります。

当時の議会運営委員会で視察等を行い、調査研究したとのことで、平成19年10月23、24日で、埼玉県宮代町と当時の宮城県本吉町、今のこれ気仙沼市とのことですが、その2か所に視察研修に行っております。この2つの議会が住民に分かりやすい開かれた議会を行っているということで、この視察で研修を受けて、三芳町も住民に開かれた議会をつくっていかう、また分かりやすい議会にしていこうという意識を持ったということであります。

同年の12月11日、こちら全員協議会の場で三芳町議会として議会改革を進めるということで合意をし、翌年の平成20年4月14日に当時の町長に対し、要望に対しての回答をしております。町長への回答の内容といたしましては、反問権につきましても合意がまだできていないという内容で、議会の中で反問権に対し付与してもいい、付与すべきではないという両方の意見があったということから、現状では付与できない。ただし、今後、議会改革を進めていく中で検討を続けていくという回答をしております。

同年7月10日、11日、福島県会津若松市議会、それと三春町議会のほうに視察に行っておられます。まず、

会津若松市議会のほうに視察に行った際に、議会基本条例と政治倫理条例の策定に取り組んでいたことから、視察研修に行ったということでもあります。そこで、三芳町でも議会基本条例、政治倫理条例の策定が必要であるということで、この視察がきっかけになり、基本条例の策定を進めたということでありました。

また、議会運営委員会では、ほかの協議等もしなければいけないという問題があることから、策定については特別委員会を設置し、専門的に協議を進めていくということになります。平成21年4月の臨時会において、8名の委員の構成から成る議会改革特別委員会を設置されております。そこで、この2つの条例等、条例案の策定に向けた協議を進めていくということになったようです。

同年7月13日には、議会改革特別委員会で、隣の市であります所沢市へ所管事務調査も行っており、その中で所沢市も先進的な議会だったこともあり、所沢市議会から法政大学の廣瀬教授の存在を教えていただいたこともありまして、後にこの廣瀬先生からいろいろアドバイスをいただくということで、まず学習会をやっていこうということになったようでもあります。この学習会が同年10月3日に行われておりまして、こちら場所は藤久保公民館で、夜の19時から21時、議員を含めて63名の参加者がいたようで、廣瀬先生を講師としてお招きをし、テーマといたしまして「自治体議会改革の課題と議会基本条例の意義」ということで講義をされております。

その後、平成22年3月25日に素案がまとまりまして、同月29日の全員協議会で全議員で了承されたということで、4月6日から5月5日まで議会基本条例と政治倫理条例（案）についてパブリックコメントを実施しております。

5月21日に、26回目になりますけれども、議会改革特別委員会で、このパブリックコメントに対する回答と見直し等について協議をし、6月1日、全員協議会で最終確認をし、定例会の最終日に6月11日、発議をされ、議会基本条例、政治倫理条例、それに併せ議会議員政治倫理条例の中で政治倫理審査会というのがありますが、その審査会の特別職ができるということもあり、特別職の報酬と費用弁償に関する条例の改定もこのときに行っております。3本の発議をしまして、全て全会一致で可決したという状況であります。

それと、この特別委員会ですけれども、全部で57回の会議を行ったようでありまして、2010年6月議会におきまして、今ご説明をしましたがけれども、ここで議会改革特別委員会、こちら解散しております。というのが、一応今回、皆さんに聞いていただくに当たりましての流れ、経緯等になります。

この後、先ほども申し上げましたとおり、基本条例については本名議員から、また倫理条例については細田議員からご説明がありますので、皆さん、しっかりと聞いていただいて、この4年間で内容が変わったところが両方ともありますので、そこら辺も含めて説明後の質問、質疑等でまた聞いていただければというふうに思います。

それでは、早速ではありますけれども、本名議員から議会基本条例についての説明をいただきたいと思っております。よろしく願いいたします。

○議員（本名 洋君） 本名です。改めまして、おはようございます。

では、議会基本条例につきましては、僭越ながら私のほうから説明させていただきます。詳しいことは後ほど直接携わった議員のほうからお聞きいただければというふうに思います。三芳町議会基本条例ですが、モアノートのほうに条文が掲載されておりますので、それに沿って進めさせていただきます。

議会基本条例につきましては、今、久保委員長のほうから概略について説明ありましたがけれども、一応参

考までにお話しさせていただきますと、自治体議会改革フォーラムというところの調べでは、2022年12月25日現在、全国で965自治体が議会基本条例を制定しているということです。これは54.0%であります。また、町議会に限ってでは333自治体、44.8%ということです。

三芳町は、これは2010年に制定なのですけれども、埼玉県内を見回しますと、この自治体議会改革フォーラムによりますと、ときがわ町が2008年で一番早いのかなというふうに思います。それから、さいたま市が2009年、所沢市も2009年、鶴ヶ島市も2009年で、近隣自治体でいいますと和光市が2010年、富士見市が2011年、ふじみ野市が2018年というところで、三芳町は2010年ということで、県内でもかなり早いほうであったようです。

それでは、モアノートのほうで説明させていただきます。三芳町議会基本条例、平成22年6月21日ということで、平成22年6月定例会におきまして可決しまして、すぐ施行されました。

それで、順次初めから説明させていただきますが、ちょっとまず最初だけ9ページに飛んでいただければというふうに思います。9ページの下の方、第10章、最高規範性を見直し手続というふうにあります。最高規範性ということで、第22条、この条例は、議会における最高規範であって、議会は、この条例の趣旨に反する議会の条例、規則等を制定してはならない。これは日本国憲法においても同様の条文があります。第10章第98条で、この憲法は、国の最高法規とするという同じ趣旨のことが書かれております。要するに議会にとって一番大事な条例であるということでもあります。

2として、議会は、議員にこの条例の理念を浸透させるため、一般選挙を経た任期開始後、速やかにこの条例の研修を行わなければならないということで、今日、このような場が設定されたということでもあります。

ということで、初めに戻りたいと思います。目次として、前文、それから第1章から第11章、そして附則から成っております。前文、地方議会は、地方分権の時代にあつて、二元代表制の下、地方自治体における意思決定、事務執行の監視等、議会の権能を十分発揮しながら日本国憲法に定める地方自治の本旨の実現を目指すものである。

議会は町民の意思を代弁する合議制機関であることから、自らの創意と工夫によって町民との協調の下、まちづくりを推進していく必要がある。議会の公正性、公平性及び透明性を確保することにより、町民に開かれた議会及び町民参加を推進する議会を目指した活動のあるべき姿をここに定めるものであるということで、これは国のほうの法律で地方分権改革推進法、平成18年12月8日ということですが、ここにおいて国、それから地方自治体の役割分担が示されまして、地方分権、地方にできることは地方に移譲しよう。その中において、議会の役割も非常に重要であるということが言われ、この議会改革というそういう流れにもなっているのだと思います。この町民に開かれた議会、それから町民参加を推進する議会、これは非常に大事な点かと思えます。

そして、第1章、総則。目的として、第1条、この条例は、三芳町町民の意思を代弁する合議制機関としての三芳町議会の役割を明らかにするとともに、議会運営及び三芳町議会議員に係る基本的事項を定め、議会及び議員の活動により、町民福祉の向上及び豊かなまちづくりを実現することを目的とするということでありまして、議員の基本的な活動、町民の福祉及びまちづくりを実現することを目的とするということでもあります。

第2章、議会及び議員の活動原則。議会の活動原則、第2条、議会は、次に掲げる原則に基づき活動を行

わなければならない。議会の活動原則を掲げております。

(1)、公正性、公平性及び透明性を確保すること。

(2)、町民の多様な意見を的確に把握し、町政に反映させるための運営に努めること。

(3)、町民の多様な意見を基に、調査活動や積極的な議論を通じて政策提言を行うことにより、政策立案の強化に努めること。

(4)、町民本位の立場から、適正な町政運営が行われているかを監視し、評価すること。

(5)、町民に開かれた議会を目指すため、議会改革を継続的に推進すること。

(6)、町民の関心が高まるよう、社会情勢の変化に的確に対応した分かりやすい議会運営を行うこと。

(7)、議会での申合せ事項は、不断に見直しを行うことということで、ここでも開かれた議会を目指すということが書かれております。そして、町民の様々な意見を聞き取り、政策提言や政策立案を行う、同時に、ここは二元代表制というところでもあると思うのですが、町政が適切な運営を行っているかを監視することを定めております。

続きまして、議員活動原則ということで、第3条、議員は、次に掲げる原則に基づき活動を行わなければならない。

(1)、議会が言論の府であること及び合議制機関であることを十分認識し、議員間の自由な討議を重んじること。

(2)、町政の課題全般について、町民の意見を的確に把握するとともに、自己の能力を高める不断の研さんによって、町民の代表としてふさわしい活動をする。

(3)、議会の構成員として、一部の代表にとどまらず、町民全体の福祉の向上を目指して活動すること。

(4)、議会の品位及び秩序を保つよう努めることということで、ここでも町民の福祉の向上ということも言われております。それから、議員間の自由な討議、そして町民の代表としてふさわしい活動ということでもあります。そして、皆さんも各地域の代表として議員に選ばれていると思いますけれども、そのみにとどまらず、町全体の福祉の向上を目指して活動するということでもあります。

続いて、会派ということで、第4条です。議員は、議会活動を行うに当たり、会派を結成することができる。

2、会派は、政策を中心とした同一の理念を共有する複数の議員で構成する。

会派は、政策を実現するための政策集団として活動し、その役割を果たすものとするということでもあります。ここにおいては、会派制ということを実行するための議員集団であるということと定めております。この会派制については、三芳町は会派制は取っておりますけれども、会派制を廃止した議会もあります。先ほど久保委員長のほうから会津若松市を視察したということが紹介されましたけれども、会津若松市も会派制を重視している議会であります。

それから、七、八年前になりますけれども、議運と広報広聴合同で北海道の芽室町に視察に行きました。芽室町は、議会改革度ランキング、毎年トップを争っている先進的な議会でありますけれども、ここは会派制がありません。だから同じ議会改革を目指すのであっても、どこに視点を置くかということかと思うのですが、目的は同じでありながら、会派制を重視するところ、逆に会派制を廃止しているところもあるようです。そのメリット、デメリットについては、ここでは触れませんが、三芳町は会派制を取っ

ているということでもあります。

では、次に行きます。第3章、町民と議会の関係。町民参加及び町民との連携ということで、第5条、議会は、その有する情報を積極的に町民に発信し、説明責任を十分果たさなければならない。

2、議会は、常任委員会、全員協議会及び特別委員会のほか、議会が主宰するすべての会議を原則公開とする。

3、議会は、委員会の運営に当たり、参考人制度及び公聴会制度を十分に活用して、町民、学識経験者等の専門的及び政策的識見を議会の討議に反映させるよう努めるものとする。

4、議会は、議員と町民が自由に意見の交換を行うことができる場を設置し、町民の多様な意見を把握するとともに、町民参加の推進に努めるものとする。

5、議会は、町民からの請願及び陳情を町民による政策提案と位置付けるとともに、その審議においては提案者の意見を聴く機会を設けるよう努めるものとするということでありまして、議会の説明責任、それから公開ということをおっしゃっています。それから、専門的な知識を議会の討議に反映させること、そして町民参加ということもここではうたっています。

それから、次、議決責任等、第6条、議会は、議決責任を深く認識するとともに、議案等を議決し、地方自治体としての意思決定及び政策決定をしたときは、町民に対して説明する責務を有する。

2、議会は、議会運営に関し、町民に対して説明する責務を有する。

3、議会は、前2項の責任を果たす方策として、全議員の出席の下、町民に対する議会報告会を原則として年1回以上開催するものとするということでもあります。ここにおいても議会の町民に対する説明責任ということがあります。そういうことで、議会報告会を年1回以上開くことを定めております。ただし、この間、コロナで議会報告会が開けませんでした。昨年10月でしたか、3年ぶりぐらいになりますけれども、ようやく議会報告会できましたけれども、やはりコロナで、あるいは大規模災害ということもあるかもしれません。不測の事態が起きた場合に、議会報告会を開けないこともあり得るということで、これは原則としてという文言を入れました。原則として年1回以上の議会報告会を開くことを定めていますということで、これを、この言葉を加えることになりました。

それから、次のページで附属機関の設置ということで、第7条、議会は、調査又は審査のため必要があると認めるときは、別に条例で定めるところにより、附属機関を設置することができるということで、附属機関を設置できる旨書かれております。

続きまして、第4章、議会と行政の関係。議員と町長等執行機関の関係、第8条、議会審議における議員と町長等執行機関及びその職員との関係は、次に掲げるところにより、緊張関係の保持に努めなければならない。

(1)、町長等、「ちょうちょうとう」ですか、それとも「ちょうちょうら」と読むのかちょっと分からないのですが、町長等の委員会への出席は、議長の要請によるものとする。

(2)、本会議における質疑及び一般質問は、広く町政上の論点及び争点を明確にするため、一問一答の方式で行う。

(3)、本会議又は委員会に出席した町長等は、議員から質問を受けたときは、議長又は当該委員会の委員長長の許可を得て、その論点の整理又は質問の主旨を明確にするため、当該議員に対し聞き返すことができ

る。

(4)、議会は、公文書の提出及び情報の提供を積極的に行うよう町長等に求めるものとするということで、一問一答方式で行うということと、それから(3)なのですけれども、先ほど久保委員長から説明がありました反問権、反問権ということ三芳町議会では取り入れていないのですけれども、やはり執行部のほうは専門職なので、私たち議員からすると、反問された場合、かなり議員としては立場的に厳しいかなというところで、文言を変えて「聞き返すことができる」というふうに、この条例では定めたというふう聞いております。

それから、公文書の提出及び情報の提供、これは私たちも常日頃、執行部には説明を求める、情報提供を求めているところであります。

それから、次に行きます。議会審議における論点情報の形成、第9条、議会は、町長が提案する重要な政策について、議会審議における論点を明確化し、その政策水準を高めることに資するため、町長に対し、次に掲げる事項について明らかにするよう求めるものとする。

- (1)、政策の提案に至るまでの背景及び経緯。
- (2)、他の地方自治体の類似する政策との比較検討。
- (3)、町民参加の実施の有無及びその内容。
- (4)、総合計画との整合性。
- (5)、政策等の実施に要する経費、その財源等。
- (6)、将来にわたる効果及び政策等の維持管理を含めた財源計画。

2、議会は、予算及び決算の審議に当たっては、前項の規定に準じて、政策説明資料を作成するよう求めるものとするということで、予算、決算に当たっては資料を私たちも求めているところであります。

続いて、予算及び決算における政策説明、第10条、議会は、予算及び決算の審議に当たっては、前条の規定に準じて、分かりやすい施策別又は事業別の説明を町長等に求めるものとするということで、説明を求めるといことが書かれております。

続いて、議決事項の追加、第11条、地方自治法第96条第2項に規定する議会の議決事項については、代表機関である議会が、町政における重要な計画等の決定に参画する観点と同じく代表機関である町長の政策執行上の必要性を考慮のうえ、次のとおり定めるものとする。地方自治法におきまして、議会で議決しなければならないことが定められておりますけれども、そのほかに三芳町議会では3つの事項を追加で議決を行うことを定めております。その3つが、次のとおりです。

(1)、三芳町の基本構想の策定等に関する条例（平成26年三芳町条例第13号）に定める基本構想に基づく基本計画の策定、変更又は廃止に関すること。

(2)、都市計画法（昭和43年法律第100号）第18条の2第1項の都市計画に関する基本的な方針の策定、変更又は廃止に関すること。

(3)、法第221条第3項に規定する法人に対する出資及び町が出資することにより当該法人が同項の法人となる当該出資に関することというふうに3つ定めております。

続きまして、第5章、議員間の自由討議と合意形成。議員間の自由討議と合意形成、第12条、議会は、議会が議員による討論の場であることを十分に認識し、議長は町長等に対する委員会への出席要請を必要最小

限にとどめるものとする。

2、議会は、議会運営に当たって少数意見を尊重し、議員相互間の自由な討議により議論を尽くし、合意の形成に努めるものとするということで、少数意見を尊重し、議員間の自由な討議を基本とするということであります。また、議員間の討議が前提であるために、町長や執行機関への出席及び趣旨説明、町長や執行部の出席要請は必要最小限にとどめるものとするということであります。

続きまして、第6章、委員会の活動。委員会の活動ということで、第13条、委員会での審査に当たっては、資料等を積極的に公開して、町民に対し分かりやすい議論を行うよう努めなければならないということで、委員会についても町民に対して公開、それから分かりやすい議論を行うように努めなければいけないということをおっしゃっています。

第7章、政務活動費。政務活動費、第14条、政務活動費は、三芳町議会政務活動費交付条例（平成23年三芳町条例第8号）の定めるところによる。

2、議会は、政務活動費の使途の透明性を確保するため、収支報告書、証拠書類等を三芳町公式ウェブサイト等を利用し、町民に積極的に公表するということでありまして、政務活動費の使い方については、一時、社会的にもいろいろ問題になりましたけれども、三芳町議会におきましては報告、そして領収書等をしっかり添付し、透明性をしっかり確保するということが定められております。

次、第8章、議会及び議会事務局の体制整備。議員研修の充実強化、第15条、議会は、議員の政策形成及び立案能力の向上等を図るため、議員研修の充実強化を図るということで、議員研修の充実強化について述べております。

次、議会事務局の体制整備、第16条、議長は、議員の政策形成及び立案を補助する組織として、議会事務局の調査及び法務機能の充実強化を図るよう努めるということで、議会事務局の強化、議会改革におきましても議会事務局の役割というものは非常に重要なものであるというふうに思います。

続いて、議会図書資料室の利用、第17条、議会図書資料室は、議員のみならず、だれもがこれを利用できるものとする。議会図書資料室について書かれております。

続きまして、議会広報の充実、第18条、議会は、議案に対する各議員の賛否等を議会広報誌等で公表し、情報の提供に努めるものとする。

議会は、情報技術の発達を踏まえた多様な広報手段を活用して、多くの町民が議会と町政に関心を持つよう議会広報活動に努めるものとする。議会広報の活動の重要性、議会だよりのみならず、ほかの手段も活用して、町民の皆さんに関心を持ってもらえるように広報活動を定めております。

第9章、議員の政治倫理、身分及び待遇。議員の政治倫理、第19条、議員は、町民全体の代表者としてその倫理性を常に自覚し、自己の地位に基づく影響力を不正に行使し、町民の疑惑を招くことのないよう行動する。

2、議員は、三芳町議会議員政治倫理条例（平成22年三芳町条例第15号）を遵守しなければならない。政治倫理につきましては、この後、細田議員のほうから説明させていただきます。町民全体の代表者として、その倫理性を常に自覚しということでもあります。

続きまして、議員定数について書かれております。第20条、議員の定数は、三芳町議会議員定数条例（平成14年三芳町条例第21号）の定めるところによる。

2、委員会又は議員が議員の定数の改正を提案しようとするときは、行財政改革の視点だけではなく、町政の課題、議会の果たすべき役割、さらに将来予測等を考慮するとともに、町民の意見を聴取するため、参考人制度、公聴会制度等を十分に活用するものとするということであります。議員定数につきましては、今後、議運で議論されるものと思いますけれども、議員定数の改正に当たっての視点がここで述べられております。そして、町民の意見を聴取するという事も定められております。

続きまして、議員報酬、第21条、議員の報酬は、議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和44年三芳町条例第6号）の定めるところによる。

2項につきましては、今の議員定数の部分と同じであります。これも同様に、行財政改革の視点だけではなくということでありまして、同時に町民の意見の聴取ということも同様に定められております。

第10章の最高規範性と見直し手続につきましては、冒頭のところで説明させていただきましたので、次のページに行きます。

見直し手続ということで、第23条、議会は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかにこの条例の目的が達成されているかどうかを議会運営委員会において検討するものとする。

(1)、一般選挙を経た任期開始後。

(2)、議会が必要と認めた場合。

2、議会は、前項による検討の結果に基づいて、この条例を含む条例及び規則の改正、新たな条例及び規則の制定等適切な措置を講ずるものとする。

3、議会は、この条例を改正する場合には、全議員の賛同する改正案であっても、本会議において、改正の理由及び背景を詳しく説明しなければならないということでありまして、この条例の目的が達成されているかどうか、議会運営委員会で検討しなければいけない。そしてまた、改正に当たっては、本会議上で説明しなければいけないということでもあります。

続いて、委任、第24条、この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、議長が定めるということでもあります。

附則については、これはいいかと思えます。割愛させていただきます。

以上、駆け足で説明させていただきましたけれども、ここで皆さんとともに改めて勉強させていただきました。質問等ありましたら、よろしく願いいたします。

以上であります。

○議会運営委員長（久保健二君） 本名議員、ご説明ありがとうございます。また、お疲れさまでした。

今、本名議員のほうから議会基本条例について説明をいただいたわけですが、まず議会運営委員会の中で補足等があればご意見いただければと思いますが、大丈夫でしょうか。

〔発言する者なし〕

○議会運営委員長（久保健二君） 先ほどもお話をいたしましたけれども、この議会改革立上げの段階でおられた議員の方が今4名プラス1名で5名おられますので、今、議会運営委員会のほうで補足があればということでお諮りしたのですけれども、その携わった中で、今の説明の中で、ここちょっと補足したいというのがあれば、ここで伺いできればと思います。大丈夫でしょうか。今の説明を聞いて、ここだけはちょっともう少し。

吉村議員。

○議員（吉村美津子君） 吉村です。

これは大体2年ぐらいかけて議員の中で討論をしてつくったと思っておりますけれども、先ほどの説明の中にもあった反問権なのですけれども、その言葉も最初あったのですけれども、やっぱりほかの、私は視察はしていない、そのときは担当ではなかったので視察には行ってはいないのですけれども、あとやっているところは逆質問ということで、例えば議員のほうで保育所を造ってはどうかと質問しますよね。そうしたら、それではその財源はどうするのですかとか、どこに造ったらいいのですかとか逆質問になってしまうケースがあるということで、これは本当に時間が幾らあっても足りないですね。

先ほど説明があったように、やっぱり議員としての住民の願いをかなえるために質問していくわけですから、この反問権というのは逆質問になってしまって、とんでもないことになってしまうかということで、それでこのところはいろいろ議論して、住民の方からも知恵をいただいたし、元山口議員もここに携わっていたので、割合いろんなそういう意見を出していただいて、やっぱり論点を整理するために聞き返すというふうにしたらいいのではないかということで、とてもいい結果になったなと思っております。

この反問権というのは、国会でもやっていないのです。国会でもそのことはやっていないし、それからもう一つは定義が全くないのです。定義がないものを取り入れてしまったら、本当にこれは大変だと思っておりますので、やっぱりその言葉も入らなくて本当によかったなというふうに思っています。ちょっとそのところだけ付け加えさせていただきます。

○議会運営委員長（久保健二君） ありがとうございます。

その反問権について、今、吉村議員のほうから、どうしよう、これいろいろご意見あるかと思いますが、一応ご意見いただきました。

補足説明ということで皆さんに求めましたので、もしなければ。

では、菊地議員のほうからお願いいたします。

○議員（菊地浩二君） 菊地です。

議決責任第6条で、令和2年に改正したところがあります。先ほど説明もあったのですけれども、議会報告会をもともとは年1回以上開催するということでしたが、コロナが始まってできなくなったということで、改正が必要ということになりまして、令和2年10月に議長からコロナ禍に対応するように検討してくれという検討依頼がありました。それを受けて議会運営委員会で協議をしたのですけれども、その際に、コロナだけでいいのかという話がありました。大規模災害とかそういったこともあった不測の事態に備えた対応が必要なのではないかということで、それらも含めて改正しようということになりました。

ただ、改正に当たって、議会報告会はできないという結論になったのですが、町長のほうのまちづくり懇話会が規模を縮小して開催するというので、その妥当性というか、整合性はどうかということも含めて検討しました。ただ、もう既に本来は4月だったのですけれども、延期をして、結果的にできないという中止の決定をした後で改正ということになったので、多少順番が違うのかなというところがあったので、議会運営委員会でもどうにか開催できるような検討はしたのかということも含めて検討しました。オンラインとか広い場所、体育館での開催とか、あとホームページ上で意見聴取をしたらどうかとか、そういったことも検討して、広報広聴常任委員会では一応協議はしたけれども、結論には至らなかったという話がありま

したので、では改正をしなければならないという点も含めて、コロナがあった場合とかいろいろ条文をつけるかどうかということも考えたのですけれども、簡単に原則としてという形を取って改正となりました。

ただ、この場合、中止を決定するのはどこなのか。前は、広報広聴常任委員会で決定したのですけれども、本来、それで正しいのかどうかということも含めて協議をしたのが、最終的に24条でしたっけ、委任だから24条ですね。これを付け加えました。決まっていなかったことは議長が定めるということになって、しましょうと。なので、決定するのは、議長のほうから委員会で決定せよと言えそうなるし、議長がしないと決定すればそうなるというところで含みを持たせたこの条例改正で、24条の追加ということになっています。この点も押さえておいていただければと思います。

以上です。

○議会運営委員長（久保健二君） ありがとうございます。

今、先ほどもありましたけれども、不測の事態に備えた対策として、議会運営委員会のほうで令和2年に諮られたということで、今回、4年間でこちらの基本条例の内容というのが変わっておりますので、今、菊地議員のほうから、その当時の議運の委員長でありましたので、ご説明をいただいたところであります。

ほかに何か補足説明ありますか。

〔発言する者なし〕

○議会運営委員長（久保健二君） なければ、この後、各議員からもいろいろと質問もありますし、また今回、4年ぶりではありますけれども、基本条例、改めて今説明をいただいて、このようなことが定められているというのを改めて認識していただけたのかなというふうに思いますので、その辺も含めまして質問のほうを行っていただければというふうに思います。

それでは、質問のほうをお受けしたいと思います。質問のある方、挙手の上、お願いいたします。

桃園議員。

○議員（桃園典子君） 桃園です。

説明のほう大変にありがとうございました。改めて落ち着いて理解をしながら、今回の資料を拝読してまいりました。3ページのところにあります上の7番目のところをちょっと教えていただきたいのですけれども、議会での申合せ事項は、不断に見直しを行うことって、これが定められているわけなのですが、申合せ事項も行う期間と、またそれを不断に見直した場合、どのように議員に徹底をするのか、そういうプロセスとかちょっと教えていただければと思います。

○議会運営委員長（久保健二君） 今、3ページ、これ第2条ですか、の7番の議会での申合せ事項は、不断に見直しを行うことというところで、こちらのご説明をいただきたいということなのですが、どなたか説明。

菊地議員、お願いいたします。

○議員（菊地浩二君） 菊地です。

まずは、この基本条例ができた後なのですけれども、申合せだけではなくて、議会に関する全ての条例、規則を全て見直しをしました。1年間かけて、1年間のうちで議会運営委員会25回開催いたしまして、委員会条例を含め、会議規則を含め、全てのものを見直しをしております。

それと、あと議会の中では、議会の申合せ、申し送り等いろいろありますので、そちらについても適宜見

直しをして、それを基本的には議会運営委員会が多いのですけれども、そちらのほうで見直しをして、あと議長と相談してということで決定をしたものを全員協議会等で報告をして、皆さんにお伝えをする。そこに至るまでも皆さんから意見聴取は当然して、議会運営委員会やっていますので、皆さんの意見を聴取した中でいろいろ変えていく。特に今、最近で変わったのは、一般質問の通告書の提出とかそういったことも変わってきていると思います。そういったことも含めて、不断に社会に適合した形で行っておりますので、皆さんに協力をいただきながら進めてきたのが経緯でございます。

以上です。

○議会運営委員長（久保健二君） 桃園議員。

○議員（桃園典子君） 桃園です。

具体例も今教えていただきながら、イメージがしっかりとできました。ありがとうございます。

もう一点なのですけれども、4ページでお願いいたします。第3章のところの3番目のところの委員会の運営のところです。参考人制度及び公聴会制度を十分に活用しとあるのですけれども、委員会の運営に当たって参考人制度とか公聴会制度というのがとても大きい重い感じがするわけなのですけれども、今までの中でこういう制度を活用したことってあったのかどうか伺いたいのなのですけれども。

○議会運営委員長（久保健二君） 制度を活用したかどうかということなのですけれども、こちらに対しては。

では、引き続き菊地議員のほうからご説明をいただきます。お願いします。

○議員（菊地浩二君） 菊地です。

できる前には、先ほど説明があった廣瀬先生をお呼びして、公聴会という形ではないのですけれども、そういった形、識者を呼んでということはやっております。

あと、参考人制度ですけれども、これだと請願です。請願で、三芳町議会で請願は、請願者の意見を聞く。あと、要望、陳情にしても町民の方の陳情であれば、請願のように取り扱うということで意見を聞いております。このやり方として、参考人制度というやり方でお呼びをしてやっておりますというのが実例です。最近、請願というのがあんまりないので、やっていないのでぴんとこないのかもしれないのですけれども、そういった形で制度を使っております。

○議会運営委員長（久保健二君） 今、参考人制度、補足ですか。

内藤議長。

○議長（内藤美佐子君） 補足というか、広報広聴常任委員会で前年度、モニター制度等も町民の皆さんに参加していただきながらつくり上げていったということも、ひとつそういうところに入るのかなというふうにも思います。参考人、公聴会というところではないのですけれども、町民の意見をいただいたというところは、ここに当たります。

以上です。

○議会運営委員長（久保健二君） ありがとうございます。

ということで、桃園議員、大丈夫ですか。よろしいですか。

○議員（桃園典子君） 大丈夫です。

○議会運営委員長（久保健二君） ほかにご質問をお受けしたいと思います。

林議員。

○議員（林 善美君） 林です。説明ありがとうございました。

先ほど吉村議員からあった反問権のことなのですけれども……

○議員（牛丸藍子君） 林さん、もうちょっと大きくおっしゃっていただけますか。

○議員（林 善美君） 反問権のことなのですけれども、私もちょっとそこがよく分からなくて、三芳町議会としては反問権は認めていないというところなのでしょうか、お伺いいたします。

○議会運営委員長（久保健二君） 今現在、反問権を認めているのかどうかという質問なのですが、吉村議員のほうでお答えいただけますか。

○議員（吉村美津子君） 今はやっていません。この基本条例に基づいて聞き返すということはやっていません。実際に職員のほうからよく聞こえないし、内容が分からないので、ちょっとそれを説明してもらえますかとかって論点整理のための聞き返すというのはやってはいますが、何回でもないですけれども、でもそれはやってはいますが、反問権というこの言葉は入っていませんので、先ほども言ったように、国会でもこういうのはやっていませんし、定義もありませんので、実際にはそういうことはありません。

ただ、定義が分からないので、やっているところがあっても、逆に先ほど言ったように逆質問になってしまっているよだということなので、逆質問になってしまったらちょっと大変なので、国会でもそういうことはやっていないので、実際には三芳ではやっていないです。ただ、聞き返すことはありました。

○議会運営委員長（久保健二君） 林議員。

○議員（林 善美君） 林です。

ほかの自治体で、条例の中で反問権を認めているところと認めていないところがあるようなのです。認めていないところでも、やっぱり趣旨説明だけは認めているとかそういうところもあるようなので、三芳町はどうかのかなというところがちょっと気になったのですけれども、でも今の説明だと、本当に聞き返す。趣旨説明とかということではなく、聞き返すのは認めているということで理解しました。

○議員（菊地浩二君） 菊地です。

先ほども説明あったと思うのですけれども、そもそも反問権としての定義が固まっていないので、よその中で反問権を認めるといっていても、実際うちの聞き返しと同じだったりすることが多い場合もあります。なので、実際そういったものを執行側からも議員に対してどういうふうに考えているのだということを知りたいというところも多いみたいなのですけれども、そうするといろいろぐちゃぐちゃになってしまうこともあるので、こちらとしては認めない。あくまで聞き返す、質問が長くなって、結局何が聞きたいのか分からなくなったときに、実際聞きたいのは何ですかというような形での聞き返しというのをやっていることになります。

○議会運営委員長（久保健二君） 大丈夫ですか。

牛丸議員。

○議員（牛丸藍子君） 牛丸です。

3ページの会派についてなのですけれども、会派を結成することができるということなのですけれども、一人会派というのはどうなのかというのは議論されたことがあるかお伺いいたします。

○議長（内藤美佐子君） 一人会派も認めるべきかというような議論はありましたけれども、会派というの

に一人というのをおかしいでしょうということで、本町では一人会派は認めないというふうにしました。だから無所属という形で、一人で議員活動をするのは認めていますので、ただ会派を名のるの……

〔聞こえにくいので、一人ずつしゃべってもらって〕と呼ぶ者あり〕

○議長（内藤美佐子君） 一人会派は認めていません。

以上です。

○議員（菊地浩二君） 菊地です。

この条例ができる前は、一人会派というのがいらっしゃいました。素案では一人会派は認めていたのですが、パブリックコメントの中で複数の議員で結成するのに一人はおかしいのではないかというコメントがあって、それを受けて検討した結果、今この形になっています。

以上です。

○議会運営委員長（久保健二君） ありがとうございます。

ご理解いただけましたでしょうか。大丈夫ですか。

○議員（牛丸藍子君） はい、ありがとうございます。

○議会運営委員長（久保健二君） ほかに質疑のほうあればお受けいたします。

吉村議員。

○議員（吉村美津子君） 吉村です。

要望になるのですけれども……

○議会運営委員長（久保健二君） 要望ではなく、今、質疑をお受けいたしております。

○議員（吉村美津子君） 質疑です。一つには、7ページの第12条では、町長の出席は必要最小限となっているのですけれども、ただ5ページの第8条の（1）では、議長が町長に要請するものってあるので、同じような文言にしたほうがいいのかと思って、必要最小限というのは、7ページのほうの第12条は必要最小限を取って、5ページの第8条の（1）と合わせたほうがいいのかというふうに、それは今後の課題ということだと思います。今日は、そういったことだけ。

○議会運営委員長（久保健二君） 分かりました。ありがとうございます。

それでは、この議会基本条例についてなのですけれども、質疑のある方。大丈夫でしょうか。

〔発言する者なし〕

○議会運営委員長（久保健二君） ご理解いただけたということで理解はさせていただきます。

質疑のほうがないければ、1時間経過しているのも、もし質疑がないようであれば議会基本条例の質問はここで一回打ち切らせていただいて、休憩に入りたいと思いますので、一旦議長のほうにマイクのほうをお返しいたします。

○議長（内藤美佐子君） ありがとうございます。

久保議会運営委員長、しっかりと基本条例の説明も経緯も説明していただきまして本当にありがとうございます。

ここで、時間が1時間たちましたので、50分までも要らないですか。

○議会運営委員長（久保健二君） 45。

○議長（内藤美佐子君） 45分。では、再開時間は10時45分にいたしますので、それまで休憩といたします。

(午前10時34分)

○議長（内藤美佐子君） それでは、再開をいたします。

(午前10時45分)

○議長（内藤美佐子君） 引き続きまして、基本条例、そして政治倫理条例の勉強会、研修ということで、議運の委員長に進行をお願いいたします。

○議会運営委員長（久保健二君） それでは、再開したいと思います。

先ほど、一応基本条例の質疑に関しましては打ち切らせていただきましたので、また冒頭ご説明させていただいたように、聞き漏らした点等あれば、最後は一括でまたお受けしたいと思いますので、そのときにご質問いただければというふうに思います。

◎三芳町議会議員政治倫理条例について

○議会運営委員長（久保健二君） それでは、早速ではありますけれども、続きまして三芳町議会議員政治倫理条例についての説明を細田議員よりお願いしたいと思います。よろしくをお願いいたします。

○議員（細田三恵君） よろしくをお願いいたします。では、細田のほうから三芳町議会議員政治倫理条例ということでご説明をさせていただきたいと思います。

先ほど本名議員よりも基本条例のところ、第9章のほうに倫理条例のほうが遵守しなければならないということもご説明いただきましたので、これの関連でこちらで説明をさせていただきます。モアノートのほうをご参照ください。条文等解説という形で載っておりますので、順を追って説明させていただきます。

まず、第1条として目的ということで、この条例は、議会を構成する三芳町議会議員が、町民全体の代表者として、また、町民全体の奉仕者として議員活動を行う際に遵守すべき行動基準について定めることにより、議員が町民から信頼を得る基盤を作り、もって公正で民主的な町政の発展に寄与することを目的とするということで、まずここに目的が規定されております。

続きまして、第2条、議員の責務ということで、先ほど本名議員より議会基本条例の中でもご説明があったと思いますけれども、議員は、二元代表制の一翼を担う町民全体の奉仕者として、自らの役割及び責任を深く自覚し、その使命の達成に努めなければならない。

2項、議員は、政治倫理に反する事実があるとの疑惑を持たれたときは、その疑惑を解明し、責任を明らかにしなければならないということで、こちら後ほど、この件に関しましては細かく8条以降に条文が出てきておりますので、そちらも詳しく説明させていただきます。そういった疑惑を解明し、責任を明らかにしなければならないということで、こちらの議員の責務ということで規定をされております。

次に、第3条、町民の責務ということで、町民は、主権者として自ら町政を担い、公共の利益を実現する自覚を持ち、議員に対し、その地位による影響力を不正に行使させるような働きかけを行ってはならない。町民は主権、町民のことをうたっているのですけれども、主権者たる自覚を持って議員に対し、政治倫理を逸脱する行為を求めないように定めているということです。

続きまして、第4条、政治倫理基準ということで、議員は、町長その他の執行機関及びその補助職員並び

に町が資本金、基本金その他これに準ずるものを出資し、又は拠出している公益法人及び指定管理者の役職員に対し、その権限又は地位を利用することにより、次に掲げる行為によって、公正な職務の執行を妨げ、又は妨げるような働きかけをしてはならないということで、その下のほうに（１）、１号から４号なのですが、こういったところに対して口利き行為を禁ずるものとされております。

続きまして、２項、議員は、その地位を利用して、いかなる金品も授受してはならない。

３項、議員は、その地位を利用して嫌がらせをし、強制し、又は圧力をかける行為をしてはならない。また、いかなる場合であっても人権侵害のおそれのある行為をしてはならないとあります。こちらは、ある自治体のほうでも度々ニュースになってきますけれども、パワハラだとかセクハラ等が訴えられるというケースがございます。こういったところにも気をつけていただきたいなというふうに思います。

ここ、いじめに関しても強い口調で言ったとして、相手が受け取りによってはいじめにみなされるようなこともございますので、議員の地位を利用して強制したり、圧力をかけたり、そういったところには十分に注意をしていただきたいというふうに規定されているものでございます。

続きまして、第４項です。議員は、飲食物の供与等社会通念上疑惑を持たれるおそれのある行為をしてはならないということで、飲食などを通じた利益供与を禁じているものでございます。

続きまして、第５項、議員は、法律で定める場合及び議会であらかじめ定める場合を除き、町から活動又は運営に対する補助又は助成を受けている団体等の役員に就任してはならないということで、ここが一番皆様に関わる場所が多いのかなと思っております。というのは、補助や助成を受けている団体、例えば体育協会、それから農家組合、あるいは皆様に一番近い行政区、そういったようなところにも皆さんには関わると思いますので、私も区の相談役としてうたわれたりとかってしておりましたので、そちらは４年前にお断りをさせていただいております。また、会費を頂くというところもお断りをさせていただいておりますので、新しい議員さんの方には、そういうことがあった場合、１年を猶予として交代なりしていただくような手続を取っていただきたいなと思っております。

続きまして、６項、議員は、政治活動に関して企業、団体等から寄附等を受けないものとし、その後援団体についても政治的又は道義的批判を受けるおそれのある寄附等を受けてはならないということで、寄附等を受けてはならないというようになっております。

続きまして、第５条、町工事等に関する遵守事項です。こちらは前期の３月議会のほうで改正されたばかりでございます。新人議員以外の皆様には記憶に新しいものだと思いますので、繰り返してはあられるかもしれませんが、新人の議員さんもいらっしゃいますので、改めて説明をさせていただきたいと思います。

第５条、１項では、地方自治法第92条の２の規定に基づき、政令で定める範囲、こちらは現時点、会計年度内300万ということで決まっています。町及び町が関係する団体が行う請負契約等を締結したときは、その概要及び請負の対価の総額を議長に報告しなければなりません。こちらは地方自治法改正の兼業禁止の緩和が行われているのですが、一方で議員の職務執行の公正、適正を損なうこととならないよう、議員個人による請負状況の透明性を確保することが必要となったため、請負等の契約について議長に報告することとし、第２項において報告を受けた議長は、これを公表しなければならないと規定しております。横の解説のほうには、議会のウェブサイト等で公表することを定めておりますと規定があります。

続きまして、第６条になります。就業等の報告義務ということで、議員は、自ら事業を営んでいる場合又

は次の各号のいずれかに該当する法人その他の団体の無限責任社員、取締役、執行役若しくは監査役若しくはこれらに準ずべき者、支配人及び清算人に就いている場合は、速やかに議長に報告しなければならないということで、議員自らが就業等の内容を議長に報告するということで、議員が一定の説明責任を果たすことを定めております。

続きまして、第7条、議員の依頼等に対する記録ということで、これは職員に対する要請制度という形になります。議長は、議員が行う職員等に対する口頭による要請に対して、日時、要請内容、対応等を記録した文書を作成することを当該職員等の任命責任等に求めるものとするということで、よく議員活動の中で皆さんが担当課を訪れると思います。その際に、道路関係であれば、ここにカーブミラーをお願いしますとか、道路整備の少しお願いしたりすると思いますけれども、という形で行われることが皆さん多いと思いますが、その際に、その事実内容を職員側で記録するようなことを要請する制度ということで、ここに規定されております。

そして、ここから先ほど第2条の議員の責務というところでしたが、疑惑に対する審査の請求ということで規定がされています。ここから規定がされていくのですけれども、8条で審査の請求ということで、町民または議員は、議員が政治倫理基準に違反する行為をした疑いがあるときは、これを証する資料を添えて、次に掲げるいずれかの者の連署により、議長に対し審査の請求をすることができますということで、町民にあっては、選挙権を有する者の50人以上、議員にあっては、その定数の5分の1以上ということで、三芳町は定数15人でありますので、3人以上の議員によって審査の請求ができるというような規定になっております。

続きまして、第9条、政治倫理審査会の設置ということで、議会に、三芳町政治倫理審査会を置くということで、議長がこの審査会を設置することができるようになっております。

審査会は、前条に規定する審査の請求があった場合において、議長の求めに応じ、当該請求の事案を調査審議し、その結果を報告することになっております。

審査会は、前項の調査審議を行うほか、政治倫理に関して意見を述べることができるというふうに規定をされております。

続きまして、第10条、審査会の組織及び委員等ということで、審査会は、委員5人以内をもって組織するということで、委員は、社会的信望があり、地方行政に関し識見の高い者のうちから議長が委嘱することになっております。

委員の任期は、審査会が結論を出す日まで。

委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とするということで規定がされております。ただ、ここは原則公開というようなところではなく、こちら、あと12条の可否を決定するというようになっておりますので、後ほどお話をさせていただきたいというふうに思います。

続きまして、第11条、審査会の委員長及び副委員長ということで、こちらは読みましたら分かると思いますので、割愛させていただきたいと思います。

続きまして、第12条、審査会の会議ということで、審査会は、委員長が招集するということになっております。半数以上の出席、過半数で、可否同数になった場合は、委員長の決するところというのは、これは読んでいただければ、そのとおりだと思います。

次に、第4項、審査会は、審査会の会議の公開の可否について決定することができるということで、審査会の中で可否を決定するというので、原則公開ではないということでもあります。

続きまして、13条です。審査会の調査ということで、審査会は、調査審議を行うに当たり、審査の請求の対象とされた議員（以下「被請求議員」という。）又は関係人に対し、事情聴取、資料の請求等の必要な行為を行うことができるということで、調査権を認めているものです。

続きまして、第14条、被請求議員等の義務ということで、被請求議員及び関係人は、審査会から、資料の提供又は審査会への出席を求められたときは、これに応じなければならない。

2項、被請求議員及び関係人は、審査会において、口頭又は文書により意見を述べるができるということで、被請求人の義務を規定しているものがございます。

続きまして、第15条、結果の報告ということで、議長は、第9条第2項の結果の報告を受けたときは、審査の請求をした者及び被請求議員に対し、その内容を文書で通知するとともに、その概要を三芳町公式ウェブサイト、議会広報誌等に公表するものとする。この場合において、次項の弁明書の提出があったときは、当該弁明書と併せて公表するものとするということで、被請求議員に関しては、この報告書を受け取ったときから14日以内に限りまして弁明書を議長に提出することができるというふうに規定がされております。被請求議員への弁明書を認めておるものがございます。

続きまして、第16条、議会は、被請求議員が政治倫理基準に違反したものと認められるときは、町民の信頼を回復するために必要な措置を講ずるものとするということで、そのとおりになっております。

続きまして、第17条、ここから職務関連犯罪容疑による説明会ということで、17条が逮捕後、そして18条が起訴後、19条で有罪判決後ということで、それぞれ規定がされております。

まず17条は、逮捕後の対応ということで、逮捕後も引き続き、その被請求議員が職にとどまろうとするときは、議長に、町民に対する説明会の開催を求めることができる。この場合、当該議員は、説明会に出席し釈明するものとするということで、起訴の段階では起訴されるかどうか否か不明なため、この説明会は容疑を受けた本人の申出による開催のみを認めるということで、逮捕後の規定がされております。

その後、起訴後、18条なのですけれども、引き続きその職にとどまろうとするときは、議長に、町民に対する説明会の開催を求めることができる。これは議員から申出です。この場合、当該議員は、説明会に出席し釈明するものとするということで、こちらの2項のほうには、町民ということで、町民は、前条又は前項の説明会が開催されないときは、説明会の開催を請求することができるということで、町民からも請求ができるということで、右のほうに解説がありますが、町民からの要請は一人でも可、一人でも要請はできるということが書いてあります。

3項に入ります。前項に規定する開催請求は、逮捕後の説明会にあっては起訴又は不起訴の処分がなされるまでの間に、起訴後の説明会にあっては起訴された日から50日以内に行わなければならないということで、4項、議長は、第2項に規定する開催請求があったときは、説明会を開催しなければならない。この場合において、当該議員は、説明会に出席し釈明をしなければならない。

町民は、説明会において当該議員に質問することができるということで、起訴後の説明会の内容について規定をされております。

その後、19条なのですけれども、有罪判決後の説明会ということで、議員が前条の罪による有罪判決の宣

告を受け、なお引き続きその職にまだとどまろうとする場合に準用するものでございます。ただし、開催請求の期間は、判決の日から30日を経過した日以後20日以内とするということで、18条を準用した規定となっております。

続きまして、第20条なのですけれども、職務関連犯罪による有罪確定後の措置ということで、議員が前条の有罪判決の宣告を受け、その刑が確定したときは、こういった場合、公職選挙法第11条第1項の規定によって失職する。そういったことを除いて、ここは収容されたりするというような場合、こういった議員としては、身分の剥奪をされますということで、ただ執行猶予がついた場合、剥奪ということにはならないというところで、そういったところが上位法、国の法であります。

三芳町においては、当該議員が有罪判決を受けた場合は、町民全体の代表者としての品位と、そして名誉を守り、町政に対する町民の信頼を回復する、こういったためにも辞職の手続を取るということで規定をされております。公職選挙法では収容、収監されたときだけ例えば身分剥奪されるというふうな形になっておりますけれども、そういったことを言うてくる方ももしかしたらいらっしゃるかもしれませんが、三芳町においては、この条例では、辞めていただくというふうなことで規定がされております。

次に、第21条、規則への委任ということで、この条例の定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は規則で定めるということで、報告義務でありましたとか、就業等の報告書、あるいは政治倫理審査請求書であるとか、そのような様式を必要な事項は規則で別に定めるものということで、こちらに規定がされております。

附則は割愛させていただきますので、説明は以上となります。

以上です。ありがとうございました。

○議会運営委員長（久保健二君） 細田議員、ありがとうございました。

今、三芳町議会議員政治倫理条例について細田議員のほうからご説明をいただいたわけですが、まずこちら先ほどの基本条例同様に、委員も含め議会改革立上げのときに携わった議員の方から補足等あれば補足の説明お願いできればと思います。特にないですか。よろしいですか。

〔発言する者なし〕

○議会運営委員長（久保健二君） では、内藤議長。

○議長（内藤美佐子君） ありがとうございました、久しぶりにしっかりと全部説明していただいて。

この政治倫理条例をつくったときに、分科会に分かれて私と、今の林町長、それからそこに以前の神田議員さん、この3人でつくり上げていったものだったかなと思うのですけれども、基本条例のほうを皆さんメインに思っている中で、私自身が政治倫理条例ってすごく大事だよねってところで提案をさせていただいたときに、会津若松市に調査に行ったときに、会津若松市でこのような条例をつくっているということで、そこで基本条例とともに、ではやってみようという形になりました。

何が問題で私はずっとこの倫理条例大事だなと思っていたのかといいますと、やっぱり議員の中にはいろんなお仕事をされていらっしゃる方もいて、例えば食品関係の方だとか、例えばトラック業界の方だとか、そういう方々との議会議員としての行政との癒着があってはならないという思いもございましたので、そういうところで倫理条例出来上がってきたのですけれども、パブリックコメントをやったときに、倫理条例の倫理基準、先ほど説明もしていただいたのですけれども、倫理基準の第4条第5項、議員は、法律で定める

場合及び議会であらかじめ定める場合を除き、町から活動又は運営に対する補助又は助成を受けている団体等の役員に就任してはならないということで、ここでパブリックコメントである区長さんから、うちの区では相談役になっていただいていると、大変重宝しているというような、そんな意見もいただきました。

そういうことで、どうしてそこまで細かく規定するのだというような、そういうご意見もいただきましたけれども、やはり役員不足みたいなものがあるので、どうしても順番に回ってくるよねというのがあります。役員になっても、役員というか、委員になっても、ここで規定しているのは、団体の役員に就任してはならないというふうにしましたので、区の役員が回ってきたけれども、では自分は受けられないとかではなくて、その中の三役だとか、お金を扱うとか、そういうところに名前を、名前というか、役員にならないというところを規定しているということで、そういうご返事を出させていただきました。パブリックコメント、区長さんには。

でも、やっぱり相談役とか顧問とかというのは、議員の皆さんも結構言われていると思うのですが、相談に乗るのは私はいいかなと思うのですが、役職としての役員ということは、ぜひともこれは気をつけていただきたいというふうにも思っております。以上、パブリックコメントでそういうのをいただいたということで、ご報告しておきます。

以上です。

○議会運営委員長（久保健二君） ありがとうございます。

今、細田議員からの説明に併せまして、内藤議長からもパブリックコメントで出たご意見をいただくことができました。

ほかに補足の説明ございましたら、ここでお伺いいたしますし、もしなければ質疑のほうへそのまま入りたいと思います。補足の説明よろしいですか。大丈夫ですか。

〔発言する者なし〕

○議会運営委員長（久保健二君） それでは、政治倫理条例のほうにつきましての質問、質疑をお受けしたいと思います。

では、桃園議員。

○議員（桃園典子君） 桃園です。説明ありがとうございました。

1点だけなのですが、他自治体の政治倫理条例をちょっと読み比べてみたときに、この政治倫理条例を策定したからには、やはりそこに法的という表現ではちょっと違うのかもしれませんが、条例の効力を発揮させる上での手順として、この政治倫理条例への宣誓書の提出、了解しましたよ、私はこれに従いますというような宣誓書の提出というを行っている自治体もあるようなのです。これはきっと宣誓書がなくても、性善説ではないのですが、議員の自覚の下でルールをしっかり自覚をしてくださいということとは理解をしているのですが、これを決めるときに、そういう議題とかは出なかったのかどうか伺いたいと思います。

○議会運営委員長（久保健二君） ありがとうございます。

今、宣誓書の提出に対して、そういったご意見なかったのかということなのですが、内藤議長、お願いいたします。

○議長（内藤美佐子君） そういうのはありませんでした。宣誓書まではありませんでしたけれども、全然

話違いますけれども、町工事等に関する遵守事項でしたでしょうか、第5条のところ、あそこがもう少し厳しいものを決めていたのですけれども、第1親等までは町の仕事は受けてはいけないみたいなものもやっていたのですが、大分ここが緩和されてきて、やっぱり成り手不足のことも考えていかなければならないというふうには第5条はちょっと変更しましたけれども、桃園議員の宣誓書というところは求めておりません。

○議会運営委員長（久保健二君） 求めていないということでご理解いただければと思います。

ほかに質疑のほうありませんでしょうか。

では、牛丸議員。

○議員（牛丸藍子君） 牛丸です。

私、赤十字奉仕団に所属しているのですけれども、藤久保2区の地区役員ということになっているのですけれども、一応会計とか副会長とかそういった会計に関わる役員は全部下ろしていただいているので、地区役員という形では引き受けても大丈夫ということによろしいでしょうか。

○議会運営委員長（久保健二君） では、内藤議長、お願いいたします。

○議長（内藤美佐子君） ここを協議したときに、全ての役を何でも断らなければいけないということではなくて、やはりあくまでも役員ですので、副会長、会長、三役ぐらいには入らないように、それとやっぱりお金を扱うところ、補助金が入っていますので、そこには関わらないようということで、そうでないと団体なんかも役員不足というのですか、委員不足が起きていますので、議員が何も受けてはいけないというものかどうかという話はしました。

ということで、一会員さんということであれば、それは認められていると思います。区の役員もそうですし、ただ農家組合だった組合員が回ってくるので辞めましたという方は確かにおられました。役員も遠慮しましたという方もいましたけれども、お金が関わらないところは大丈夫だと思っています。

○議会運営委員長（久保健二君） 牛丸議員。

○議員（牛丸藍子君） 牛丸です。

回答ありがとうございます。今、三芳町赤十字奉仕団は、会員が15名、20名ぐらいなのですが、実質活動されている方が10人ぐらいで、先日、ちょっと会計の方にご不幸があったりとかで本当に役員を引き受けられる人が少なくなっておりまして、最悪1桁ぐらいの会員になってしまった場合、どうしてもその役を私がどれかを引き受けないと会が維持できないという場合になったら、そのときはもう会を退会するしかないという解釈でいいのでしょうか。

○議会運営委員長（久保健二君） 内藤議長。

○議長（内藤美佐子君） 一応そのようにしていただきたいと思います。

○議員（牛丸藍子君） はい、ありがとうございます。

○議会運営委員長（久保健二君） よろしいですか。

池上議員、質問ではなくて。質問ですか。

○議員（池上義典君） 質問というか、今やっていることをちょっと聞いていただきたい。

○議会運営委員長（久保健二君） 分かりました。では、お願いします。

池上議員。

○議員（池上義典君） すみません。池上です。

三芳町の郷土芸能保存協議会というのがあるのですが、今年から何か副会長の役が来てしまって、保存協議会ですと第4条の第5項に、町から補助を受けている団体は役員に就任してはならないというのがあるのですが、そういった場合、抜ければ駄目だということですよ。

それともう一つあるのですけれども……

○議会運営委員長（久保健二君） 取りあえず今の回答で、先ほどもご説明あったと思うのですけれども、内藤議長のほうからもう少し細かくご説明いただきたいと思います。

○議長（内藤美佐子君） 細かいかどうか、この条文に書いてあるとおりにしていただかないと、一応条例ですので、ここが改正されているわけでもありませんので、お金を扱うところ、会長、副会長、またお金をやられるところは、やはり抜けていただくというふうにしていただく。その保存会に入っては駄目ということではありませんので、一会員としては活動は認められていると思いますので、その会長職とか副会長職はほかの方に回して、ぜひお願いしたい。

〔「猶予の期間」と呼ぶ者あり〕

○議長（内藤美佐子君） 猶予は1年間です。猶予1年ありますので。

○議会運営委員長（久保健二君） 助成を受けている団体の三役、先ほど話があったと思うのですけれども、そちらはちょっと控えていただきたいというようなご説明だったと思います。

池上議員、引き続きお願いします。

○議員（池上義典君） 実際やっているのですけれども、猶予というのがたしか1年あったかと思うのです。

○議長（内藤美佐子君） そうです。

○議員（池上義典君） その場合、どうしたらいいのかなと。

○議会運営委員長（久保健二君） 内藤議長。

○議長（内藤美佐子君） 大体いろんな団体は総会が1年に1回はありますので、そのときにリライトしていただいて、新しい会長を選ぶというようなことをしていただきたいということで1年の猶予を設けているのです。池上議員には……

○議会運営委員長（久保健二君） 後任の方を探すという意味で1年間猶予をいただいて、その中で次期の候補者というのを探していただきたいということだと思います。

池上議員。

○議員（池上義典君） ということは、この令和5年度は、このままでもいいということですか。

○議会運営委員長（久保健二君） 内藤議長。

○議長（内藤美佐子君） すみません。団体さんの総会ってどういうふうになっていますでしょうか。

○議会運営委員長（久保健二君） 総会の年度の回数ですか。

池上議員。

○議員（池上義典君） 総会は毎年やっていますけれども、何月だったかな。

○議長（内藤美佐子君） この次の総会で議題として出して。

○議員（池上義典君） 春だと思っただけです。

○議長（内藤美佐子君） そうしたら来年の春までには、そういうちゃんと申合せも団体の中できちんとしていただいて、交代していただくということで大丈夫だと思います。

○議会運営委員長（久保健二君） 池上議員。

○議員（池上義典君） 分かりました。

それと、先ほども出ていましたけれども、区の相談役、竹間沢第1区相談役として入ってしまっているのですね、2人。これも相談役の役を下りろということですね。

○議会運営委員長（久保健二君） 内藤議長。

○議長（内藤美佐子君） すみません。各行政区で地元の議員さんには相談に乗っていただきたいというのは絶対あると思うのです。ただ、役職という形ではなくて、例えば区内議員だとか、そういうことで皆さんにお知らせするとかってしたらどうですかというのは、そのようにお話し、どうしても何々役になると役員になってしまうので、表現の仕方ですけれども、例えば私は藤久保4区在住の議員なのですけれども、総会資料なんかには4区在住の議員という形で紹介をさせていただいています。だから役員ではないのですけれども、相手から相談が来るものは避けるべきではないというふうにも思っています。

〔「駄目なの」と呼ぶ者あり〕

○議長（内藤美佐子君） 役員は駄目です。総会資料に区内に在住している議員ということで内藤議員さんを置くと書いてありましたので、これは私、役員ではありませんよとお伝えしました。住んでいるだけですって。

○議会運営委員長（久保健二君） 何の役職が駄目とかというのが具体的に決まっていらないのですよね。相談役が駄目ですとか、顧問が駄目ですとかというのは決まっていらないと思うので、ちょっとそこら辺が倫理条例の中だけだと分かりにくい部分というのがある。分かりにくいとは思いますが、ただやはり周りから見たり、今、議長のほうからお話が合ったように役職として入っているよりは、そういうふうになにかあったときのことも考えて役にはならないほうがいいのではないかとということで今ご説明いただいたと思うので、また違った形で載せるなり、相談を受けるにしても、例えばですけれども、相談役として名前を載せない形で相談を受けたりだとかというほうがよろしいのかなとは思いますが、ただそこら辺がもし今後、分かりにくいということであれば、また協議の対象として少し議会としてもしていくようなことというふうには、今ちょっとお話を聞いて感じております。

では、長野議員、お願いします。

○議員（長野真寿美君） 長野です。

今、お聞きしていると、こういったもののいろんな弊害が出てきて、人員不足だったりとかそういったことでならざるを得ないことが、多々これからもどんどん出てくるかと思うのですが、そういったことの話合いとか改正とかということは考えていくようなことってあるのですか。

○議会運営委員長（久保健二君） 今のところは出ていないですね。この議会議員政治倫理条例に関してとか基本条例に関してですよね。

○議員（長野真寿美君） はい。

○議会運営委員長（久保健二君） 今のところ議会運営委員会の委員会のほうでは、そのような協議を今後していくというお話にはなっておりません。ただ、今日の勉強会も含め、今もそうですけれども、例えば役職、ではどこまで受けていいのかというのが分かりにくい部分があるようでありましたら、またそこは議会運営委員会のほうで、今後きちんとした、皆さん分かりやすいようなことを進めていくとか、協議して

いく必要性というのはあるのかなというふうには今ちょっと聞きながら思っはおります。

長野議員。

○議員（長野真寿美君） 長野です。

やはり曖昧な部分があつて、皆さん自治会とかそういったところもよく分かつてなく、総会規則だとかそういうものがあるので、そういったことも踏まえてきちんと分かるようなものをつくっていただくと、こういった誤解が出ないのではないのかなというのが今お話を聞いていて思ったのですが、なのでそういったことを詳しく書いたものをつくっていただけるような方向にさせていただく、話合いをしていただければと思います。

○議会運営委員長（久保健二君） 分かりました。そういったご意見も勉強会を開いたことで出していただくで大変ありがたいですし、また今後、参考にはさせていただきますので、次回以降の委員会の中で、今回出された意見というのは協議の中で入れさせていただいて、また見直しというのも今後考えていければいいのかなというふうには思います。

菊地議員。

○議員（菊地浩二君） 菊地です。

ちょっと確認なのですが、今話が出ている中で、町から補助とか助成が出ていなければ、その団体の何になつても構わないということでもいいです。だから団体の活動の内容とかそういったのも全部含めて考えて町からもらっていたら駄目だし、もらっていなければ何やってもいいしということで、結局、線引きはできない、一つ一つまで決められないということで今まで決めてこなかった経緯があるので、ではこれから決められますかといつたら、多分決められないと思います。なので、そこら辺は政治倫理なので、それぞれ議員の倫理に任せるしかないということです。

○議員（長野真寿美君） 分かりました。

○議会運営委員長（久保健二君） ありがとうございます。

大丈夫ですか。

○議員（長野真寿美君） はい。

○議会運営委員長（久保健二君） 一応協議の対象にはさせていただきますけれども、今、菊地議員のほうからご説明いただいたように、なかなかこの役は駄目だけれども、これはいいというのが、決めることは難しいのかなということ。ただ、ご意見出されたものに関しては、一応委員会のほうで協議としては取り上げさせていただきたいと思います。

牛丸議員。

○議員（牛丸藍子君） 牛丸です。

さっき相談役ということでいろいろ議論があつたと思うのですが、相談役ってどこまで権限があるかって多分地区によって差があつたりとかするのではないかなと思うのですが、その会のお金の使い道に関わる立場なのか、それともアドバイザー的な、そんなに何か重い役職ではないという感じに取られているところもあると思うので、その辺がちょっと統一されていないとよく分からないので、扱いに困るなというところはあるのですが、これはどう解釈したらいいのかなと。

○議会運営委員長（久保健二君） 議長、よろしいですか。

内藤議長。

○議長（内藤美佐子君） 今、菊地議員が説明したように、町からの補助が入っている、入っていないというところが大事だと思うのです。例えば、今、私がやった役員というのは、行政区の相談役となると、確かに行政区によっては区長決めのところまで口を出す議員が昔いたとか、そういうのもあるのです。だからそれぞれの行政区で私は違うかなと思います。それで、顧問であったり、相談役って役をいただいて、いただいていることで疑念を持たれることがやっぱりよくないなということもあるので、私自身は藤久保4区というところにいますけれども、もうこれが決まったときに、すぐ役員はやりませんとお伝えしました。

というのは、藤久保4区というのは役員会で区長を決めたりするときもあるのです。だからそういうところには参加というか、お口は出しませんと。あくまでも地域、この区内に住んでいる議員として何か住民相談等があったら、いつでも使ってくださいという、そういう立場でもうずっとお話をさせていただいています。だからその行政区によって、ちょっと扱い違うかなというふうには思います。

藤久保3区はいかがですか。

○議会運営委員長（久保健二君） 菊地議員。

○議員（菊地浩二君） 菊地です。

藤久保3区の場合、役員名簿の中に僕も入っているのですけれども、肩書は三芳町議会議員です。

○議長（内藤美佐子君） そうですね。

○議員（菊地浩二君） 今、相談役というのがありましたけれども、相談役だと藤久保3区は相談役に対して報酬ではないのですけれども、費用弁償みたいなものが出ます。なので、そうやって入っていると区としては払わないといけないので、相談役ではなくて、議員として関わっていますよというぐらいの程度でやっていますので、お金をもらうとなるとちょっと気が引けるところがあるし、それぐらいもらっても、そんな疑念持たれてもということはあるし、やることは変わらないので、肩書ではなくて、疑念を持たれることがないようなそれぞれの活動をすればいいのかなと思います。

○議会運営委員長（久保健二君） ありがとうございます。

牛丸議員。

○議員（牛丸藍子君） 牛丸です。

先ほど費用弁償という話があったのですけれども、私、藤久保2区の自主防災会に所属してまして、費用弁償が年間3,000円発生するのですけれども、それは議員としてはお断りしたほうがいいということなのでしょうか。

○議長（内藤美佐子君） そちらは、自主防災会には町のほうから補助金が入っていますので、そこからお金をもらうということはやめていただきたいと思います。

○議会運営委員長（久保健二君） それも自主防災組織によって違いますよね、扱いは。もらっていないところもあると思います、費用弁償。

〔「自主防災みんな」と呼ぶ者あり〕

○議会運営委員長（久保健二君） ではなくて、費用弁償自体。

〔「費用弁償はない」と呼ぶ者あり〕

○議会運営委員長（久保健二君） 出ていないところもあると思うので。

○議長（内藤美佐子君） 補助金を受けているところからお金をいただくとか、そういうことは一切やめていただきたい。

○議会運営委員長（久保健二君） そうですね。

○議長（内藤美佐子君） 区行政でも相談役にと言っている区、顧問にとの声も昔はあったみたいなのですが、それもやめていただいています。

○議会運営委員長（久保健二君） ということで、ご理解をいただいたということでよろしいでしょうか。ほかに、今の取りあえず関連の件に関しまして何かご質問ある方がありましたらお受けいたしますけれども、大丈夫ですか。

吉村議員。

○議員（吉村美津子君） 先ほど、例えばどここの区に在住しているとかと言われて、名前が入っているということがあったのですけれども、ちょっと私、そういうのは見たことないのですけれども、やっぱりその行政区のどこに住んでいるというのはあるかもしれないのですけれども、議会基本条例にもあったように、私たち議員というのは町民全体の議員なのです。ですから、そういうところに在住している議員というふうに書くほうがちょっと不思議だなと思ったので、書くべきではないなというふうに聞いて、そういうふうに感じました。

それから、あと皆様もご存じなのでちょっと余計なことなのですが、選挙法に関わることで町内在住の方には年賀状を出してはいけないとか、これからお祭りの時期なので、お祭りのときに祝金を持っていてはいけないとか、新年会とかは会費として参加費は出すけれども、お祝いとしては持ってはいけないと、これは選挙法で決まっているので、その辺はしっかり守っていただけたらと思います。

○議会運営委員長（久保健二君） ありがとうございます。

ほかに質問等ありますか。ございますでしょうか。今、政治倫理条例に関してのご質問をお受けいたしておりますが、大丈夫ですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議会運営委員長（久保健二君） では、質問ないようでありましたら、これで政治倫理条例の質疑を一旦お切りしたいと思います。

冒頭お話をさせていただきましたが、今回、議会基本条例、そして政治倫理条例の説明を本名議員、そして細田議員のほうからいただきました。基本条例、政治倫理条例、今質疑をお受けしたわけですが、聞き漏らした点、また、あと質問、これしようと思ったけれども、忘れてしまった等でも構いませんので、最後にもう一回聞きたいということがあれば、ここで質問のほうをお受けしたいと思います。

長野議員。

○議員（長野真寿美君） 長野です。

三芳町議会基本条例の8ページになります。こちらの議会事務局の体制整備についてですが、議会事務局についてどんなことをやっていらっしゃるのか詳しく教えていただきたいのですが。

○議会運営委員長（久保健二君） そうしたらこれは事務局長と、あと元事務局長2人いらっしゃいますので、どのような活動をされたかお聞きできればと。多分年度によっても違いますし、時期によっても違うと思いますので、できればお二人いらっしゃいますので、個々にお聞きできればと思います。どちらから。

○事務局長（郡司道行君） では、私から先に。

○議会運営委員長（久保健二君） では、まず郡司事務局長のほうからお伺いしたいと思います。

○事務局長（郡司道行君） 基本的には議会運営の適正なところが、適正に行うといいますか、そういうところが主だとは思いますが。また、細かいところをお話をさせていただくと、執行部側とかとの調整とかいろいろあるのですけれども、また細かいところについては、逆にこの場面でお話しするよりも、個々にどういうことをお伺いしたいかというのを聞いていただければと思います。

以上です。

○議会運営委員長（久保健二君） では、続いて元事務局長、池上議員のほうからも事務局長時代にどのような活動をしたかということで。

○事務局長（郡司道行君） ごめんなさい、参考に。あとは、皆さんにお配りしました議会必携のほうとか、そういうところを参考にさせていただければもっと、今もざっくばらんに議会運営というお話をさせていただきましたけれども、細かい点については必携のほうを見ていただければ、事務局の関係もそうですし、また皆様の、特に新人の方等に関しましては学ぶことも多いと思いますので、そちらを確認していただければと思います。

以上です。

○議会運営委員長（久保健二君） 大丈夫ですか、長野議員。恐らく長野議員のどういうことをされているかということで、一般的なあれではなくて、実際にどのようなことをされていますかということで聞いているのかなというふうに捉えさせてはいただいていたのですが。

○事務局長（郡司道行君） なかなか一言では難しい……

○議会運営委員長（久保健二君） 難しいそうです。

○議員（長野真寿美君） ありがとうございます。

○議会運営委員長（久保健二君） では、池上元事務局長のほうからも、ぜひ事務局長時代にどのように行っていたかということでお伺いできれば。

池上議員。

○議員（池上義典君） どんなことをしていたかと言われてもあれなのですけれども、これは議会事務局として議員さんの皆さんの手助けというか、おこがましいのですけれども、そんなことを言ってしまって。そういったものと、執行側とのつなぎ役とかいろいろあるのですが、主には議員側に立って調査とかしていたような気がします。申し訳ありません。

○議会運営委員長（久保健二君） ありがとうございます。

すみません、いろいろと経験談というか、議員の味方ということで理解していただければというふうに思います。

ほかに何かありますでしょうか。

〔「ちょっと感想みたいなことでもいいでしょうか」と呼ぶ者あり〕

○議会運営委員長（久保健二君） どうぞ、光下議員。

○議員（光下重之君） お疲れさまです。正直12年間ブランクがあったものですから、私もこの特別委員のメンバーの一人だったのですが、すごく何とかな、ダイナミックに条例が生きているなという感想を持

ちました。あの当時、そうですね、特徴をまず言うと2つあると思うのです。1つは、これは全会一致で成立した基本条例ということなのです。長い期間かかって、すごい回数、議論を重ねて、そして条例をつくりながら実践をしようと、実践をしながら条例をつくっていきこうと、こういう立場でやっていったのです。

ですから、中には出前委員会というのをやったことがあります。竹間沢の公民館を借りて、ふだん参加できない、傍聴してもらえないサラリーマンの人たちも参加してもらおうということで、夜の時間、公民館に出張して委員会をやると、そういうこともちょっと今思い出すのですけれども、そういう形で、それから夜間議会はもちろんやりました。そんなことをいろいろと努力を重ねながらやって、そして1年ぐらいかかって基本条例ができ、その後、内藤議長が言われましたように部会を立ち上げて、政治倫理条例に入っていくというような形でやったことです。

それが、まず全会一致が一つというのと、それからもう一つは、あの頃はいろんなところの、全国の自治体がともかく世論に押されて、この条例をつくらなければ、つくらなければというような形で、ともかく条例を立上げさえすればいいみたいな傾向のところもあったようなのですけれども、私たちのところは、今、その後いろいろと改正をされたように、状況を捉えて条例を、それを的確に併せて生かしていくというような、そういう生きた条例になっているなというのを感想として持ちました。すごいなというふうに思っていたところでした。そんなところで感想です。

○議会運営委員長（久保健二君） ありがとうございます。

当時の特別委員会のメンバーというよりも、何か委員長を務められていたということで、当時を思い出して大分熱の籠もったご意見いただけたのかなというふうに思います。

また、ほかに質問があるようでしたら、ここでお受けしますが、もしないようでありましたら時間も大分お昼に近くなってまいりましたのだ、ここら辺で質問のほうを切らせていただきますが、よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○議会運営委員長（久保健二君） それでは、以上で議会運営委員会での研修を終わらせていただきたいとします。

暫時休憩して、マイクのほうをお返ししてしまっていていいですか、そのまま。ではマイクのほうを議長にお返ししたいと思います。

○議長（内藤美佐子君） ありがとうございます。

今日の協議事項は、議会運営委員長の久保議員にお任せし、そして基本条例の説明は本名議員、そして政治倫理条例のほうは細田議員ということで、お二人には大変しっかりと勉強していただき説明をしていただき、本当にありがたかったなと思っております。

そして、光下議員からも大変すばらしいご講評もいただきましたので、先ほど基本条例の中にあったように、やっぱり時代に合わせて変えていくというこのダイナミックさがないといけないかなと思います。それはあくまでも開かれた議会を目指していく、町民に分かりやすい議会ということで、これからも条例も守りながら、でも変えなければいけないところは変えていきながら、しっかりと取り組んでいければなというふうにも思っております。

◎議会広報広聴常任委員会

○議長（内藤美佐子君） それでは、4番の報告事項とさせていただきます。

まず、議会広報広聴常任委員会よりの報告ということで、委員長、よろしくお願いします。

菊地委員長。

○議会広報広聴常任委員長（菊地浩二君） では、議会広報広聴常任委員会から報告を申し上げます。

まずは、議会だよりの議員の一言、ご協力をありがとうございました。これから編集していきますので、どのように編集されるか、189号を御覧いただきたいと思います。

それと、議会報告会の日程について報告いたします。10月21日土曜日、藤久保公民館で10時から11時半、竹間沢公民館で13時半から15時、中央公民館で16時から17時半、21日、3か所で行います。この場所と時間が決まりましたが、これだけしか今決まっておられません。班分けとか運営方法とか集合時間等も含めて、今後、協議してまいりますので、また決まりましたらご報告したいと思います。

以上です。

○議長（内藤美佐子君） ただいまの議会広報広聴常任委員会委員長の報告に何かお伺いしたいこととかありますか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎議会運営委員会

○議長（内藤美佐子君） では、次に議会運営委員会委員長よりの報告を求めます。

久保議員。

○議会運営委員長（久保健二君） では、すみません。議会運営委員会から1点だけご報告とっていいのかな、ご報告でいいですね。をさせていただきます。

9月定例会における決算特別委員会の審議方法なのですが、コロナが5類に移行したということで、委員会のほうでも協議をしたのですが、まだ収束に至っていないということで、この9月定例会、今年度もやはりコロナ禍の中で行っていた審議方法同様に課別ごとの審議方法ということで決定いたしましたので、まず皆様にここでご報告させていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（内藤美佐子君） 今、議会運営委員会からのご報告ですが、決まっているのはそれだけですか。

○議会運営委員長（久保健二君） そうです。

○議長（内藤美佐子君） 何か質問ございますか。大丈夫ですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（内藤美佐子君） では、報告事項はここで終わります。

皆さんのほうから、ほかに何か報告したいということありますか。

久保議員。

○議会運営委員長（久保健二君） 今、すみません。ご報告させていただきました令和5年度の9月定例会における決算特別委員会におきましては課別の審議ということになりましたけれども、来年度、令和5年度の3月の予算特別委員会だとか、令和6年度における決算特別委員会におきましては、またそのときの状況

を鑑みながら審議方法を決めていきたいというふうに思っておりますので、そこも併せてよろしくお願ひできればと思います。

以上です。

○議長（内藤美佐子君） 今の報告に対して質問ありますか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（内藤美佐子君） では、この報告以外で何か議員の皆様から報告事項はないでしょうか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（内藤美佐子君） では、報告事項をこれで締めさせていただきます。

◎その他

○議長（内藤美佐子君） 5番目のその他でございます。その他、何かございますでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（内藤美佐子君） では、事務局、その他ございますか。

○事務局長（郡司道行君） 特にないです。大丈夫です。

○議長（内藤美佐子君） では、ほかにその他がございませんので、全員協議会はまた定例でも7月度行う予定ではおりますので、今日はあくまで臨時の全員協議会だったということでご承知おきいただきたいと思ひます。

それでは、今日はお疲れさまでした。10分前ですけれども、これで閉会とさせていただきます。マイクをお返しいたします。

◎閉会の宣告

○事務局長（郡司道行君） 大変お疲れさまでした。

閉会につきましては、細谷副議長、よろしくお願ひいたします。

○副議長（細谷光弘君） 本日は全員協議会ということで、皆様、ありがとうございます。

議会基本条例、また政治倫理条例につきましては勉強会ということで、長時間にわたりましてお疲れさまでございました。また、説明をしていただきました本名議員、また細田議員におかれましては、本当にありがとうございました。新人議員の皆様におかれましては、しっかりと覚えていただきまして、その他の方におかれましては、また再認識していただければなというふうに思ひます。

まだまだ梅雨が明けたわけではなくて、大変天候不順な中でございますので、皆様におかれましては健康にご留意されて、議員活動を引き続き頑張ってくださいと思ひます。本日は、どうもお疲れさまでした。

（午前11時51分）